

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、

平成 27 年（ワ）第 34 号 損害賠償請求事件

原告 第 2 陣・相双地区住民ら

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（399）

近年の裁判例を踏まえた損害論総論の補足主張について

令和 4 年 11 月 16 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

金 山 伸 宏



同

中 嶋 乃 扶 子



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士

三 森 健 司



同

堀 口 拓 也



外

目次

第1 はじめに	4
第2 近年の最高裁判決を踏まえた不法行為における訴訟物の考え方	4
1 不法行為の訴訟物に関する通説的な考え方	4
2 不法行為の訴訟物に関する最高裁判決の考え方	5
(1) 生命侵害を理由とする慰藉料請求権と身体侵害を理由とする慰藉料請求権の関係について(最判昭和43年4月11日)	5
(2) 身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害について(最判昭和48年4月5日)	6
(3) 車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害について(最判令和3年11月2日)	6
(4) 個別の損害項目の位置付けについて(最判平成10年9月10日)	7
3 小括	10
第3 訴訟物に対する判例・通説の考え方を踏まえた本件訴訟の構造	10
1 原告らによる請求内容の整理	10
2 本件事故に基づく損害賠償全体の構造について	11
3 小括	12
第4 弁済の抗弁の補充主張について	13
1 被告による従前の主張	13
2 本件事故に関する東京高判令和3年2月19日(原審:千葉地判平成29年9月22日)の判断	14
3 本件事故に関する高松高判令和3年9月29日について	16

(1) はじめに	16
(2) 高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容①（弁済の抗弁）	17
(3) 高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容①の評価	19
① 個別の損害項目の理解が、最高裁判例の考え方と反すること	19
② 個別の損害項目に係る合意の理解が、最高裁判例の考え方と反すること	20
③ 自主賠償基準の趣旨を誤解し、和解契約の成立及び内容に関する認定を誤っていること	20
④ ADR手続の中での和解内容を訴訟時の判断の根拠とするのは誤りであること	22
⑤ 和解契約の成立要件に関する理解が不十分であること	23
⑥ 被告と被災者との間の書面による合意内容に反する認定が行われていること	24
(4) 高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容②（信義則違反）	24
(5) 高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容②の評価	26
4 弁済の抗弁に関する原告らの主張に対する再反論	28
(1) はじめに	28
(2) 原告らの高松高裁松山事件控訴審判決判示事項①に基づく反論について	28
(3) 原告らの高松高裁松山事件控訴審判決判示事項②に基づく反論について	28
第5 結語	29

第1 はじめに

被告は、本準備書面において、最高裁判決を含む近年の裁判例を踏まえた損害論の総論的な主張を行う。具体的には、第2において、近年の最高裁判決を踏まえた不法行為における訴訟物の考え方を示し、第3において、訴訟物に対する判例・通説の考え方を踏まえた本件訴訟の構造について主張した上で、第4において、弁済の抗弁について補充して主張する。なお、略称等については、従前のとおりとする。

第2 近年の最高裁判決を踏まえた不法行為における訴訟物の考え方

1 不法行為の訴訟物に関する通説的な考え方

不法行為の訴訟物に関する通説的な考え方は、以下のとおりである（岡口基一著「要件事実マニュアル2 第6版」（ぎょうせい）371頁・乙B第317号証）。

- ① 加害行為ごとに訴訟物を異にする（加害行為1個説）。
- ② 被侵害権利ごとに訴訟物を異にする（被侵害権利説）。
- ③ 損害の種別によっては訴訟物を異にしない。

通説は、旧訴訟物理論、すなわち訴訟物は実体法上の個別具体的な権利（法律関係）そのものであり、その特定識別と訴訟物の個数、異同は、実体法上の個々の権利が基準になるとする考え方へ従っているため、上記の訴訟物についての考え方は、そのまま実体法上の権利の個数にも当てはまる。

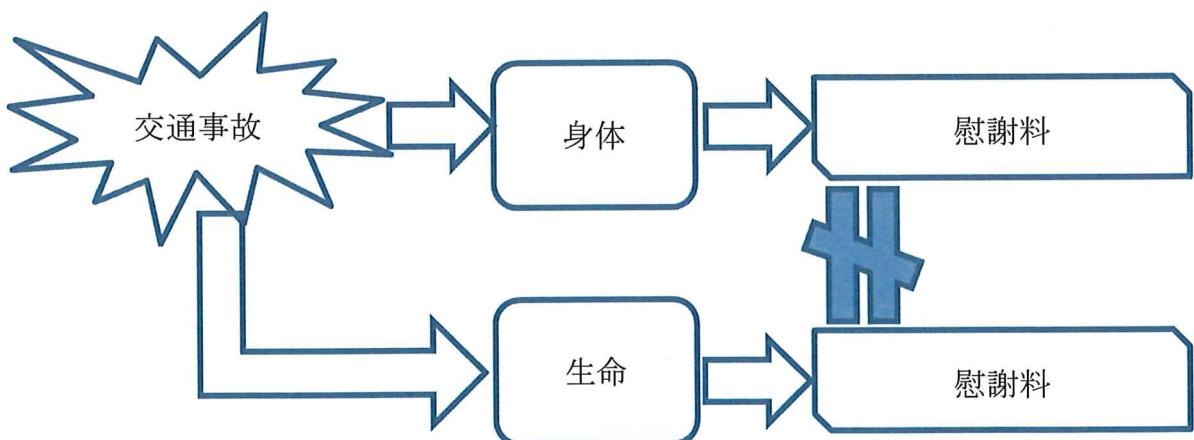
この考え方へ従えば、例えば、同一の交通事故によって、身体と自動車という財産権を侵害した場合、訴訟物は別になる一方で、同一事故によって生じた同一の身体の傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害は、原因事実及び被侵害権利を共通にするものだから同一訴訟物になる。

2 不法行為の訴訟物に関する最高裁判決の考え方

(1) 生命侵害を理由とする慰藉料請求権と身体侵害を理由とする慰藉料請求権の関係について(最判昭和43年4月11日)

以上の通説的な見解について、最高裁判決がどのように考えているか、以下に説明する。最判昭和43年4月11日民集22巻4号862頁（乙B第318号証）は、「精神上の損害賠償請求の点については、Bおよび上告人らは先ず調停においてBの受傷による慰藉料請求をし、その後Bが死亡したため、本訴において、同人の死亡を原因として慰藉料を請求するものであることは前記のとおりであり、かつ、右調停当時Bの死亡することは全く予想されなかつたものとすれば、身体侵害を理由とする慰藉料請求権と生命侵害を理由とする慰藉料請求権とは、被侵害権利を異にするから、右のような関係にある場合においては、同一の原因事実に基づく場合であつても、受傷に基づく慰藉料請求と生命侵害を理由とする慰藉料請求とは同一性を有しないと解するを相当とする。」と判示している。この判示は、通説と同様に、②被侵害権利ごとに訴訟物を異にする（被侵害権利説）という立場に立つものであることを明らかにしたものである。図示すると下記のとおりとなる。同じ交通事故に基づく慰謝料請求であっても、被侵害権利が異なる場合は、別の訴訟物・別の請求権になる。

記（図1）

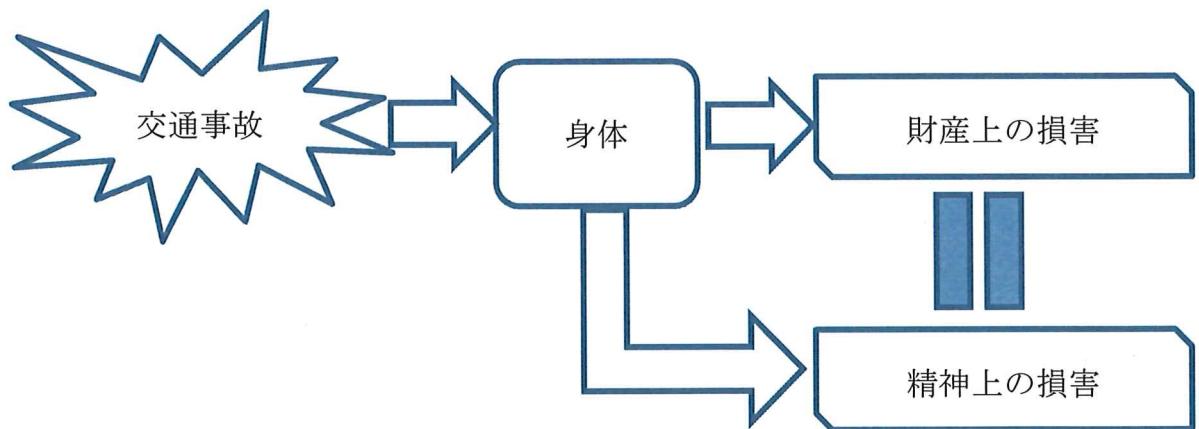


(2) 身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害について(最判昭和48年4月5日)

最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁（乙B第319号証）は、「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである。」と判示している。

この判示は、通説と同様に、③損害の種別によっては訴訟物を異にしない、という立場に立つものであることを明らかにしたものである。図示すると、下記のとおりとなる。

記（図2）



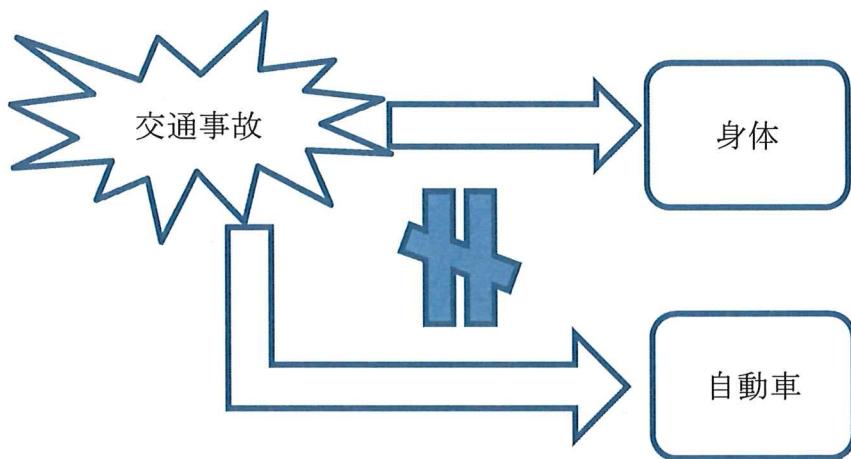
(3) 車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害について(最判令和3年11月2日)

近年の判例であるが、最判令和3年11月2日民集75巻9号3543頁（乙B第320号証）は、「車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害とは、これらが同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠

償請求権は、身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権であると解される」と判示している。

この判示も、通説と同様に、②被侵害権利ごとに訴訟物を異にする（被侵害権利説）という立場に立つものであることを明らかにしたものである。図示すると、下記のとおりとなる。

記(図3)



これらの判示によって、最高裁が、①加害行為ごとに訴訟物を異にする（加害行為1個説）という立場に立つことも明らかである。

したがって、前記1で述べた通説の考え方①ないし③は、判例の考え方と完全に一致している。

(4) 個別の損害項目の位置付けについて(最判平成10年9月10日)

交通事故の被害者が、病院で治療を受けて国民健康保険を使って自己負担3割で治療を受ける一方で（残り7割は国民健康保険の保険者である市が負担）、自賠責保険を使って損害保険会社から医療費の自己負担分、休業損害及び慰謝料という損害名目で保険金を受領した事案において、市が、交通事故の加害者に対して市が負担した医療費の7割部分の支払を求めて訴訟を提起した事件がある。こ

の事件において、加害者が、過失相殺を考慮すれば、既に被害者が損害保険会社から保険金を受け取ったことで損害賠償義務は尽くされているから、市は被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位行使できないと主張したのに対して、市は、医療費の自己負担部分、休業損害及び慰謝料については保険金で支払われているが、医療費の残りの7割部分は保険金で支払われていないので、損害賠償請求権が消滅していないと反論した。

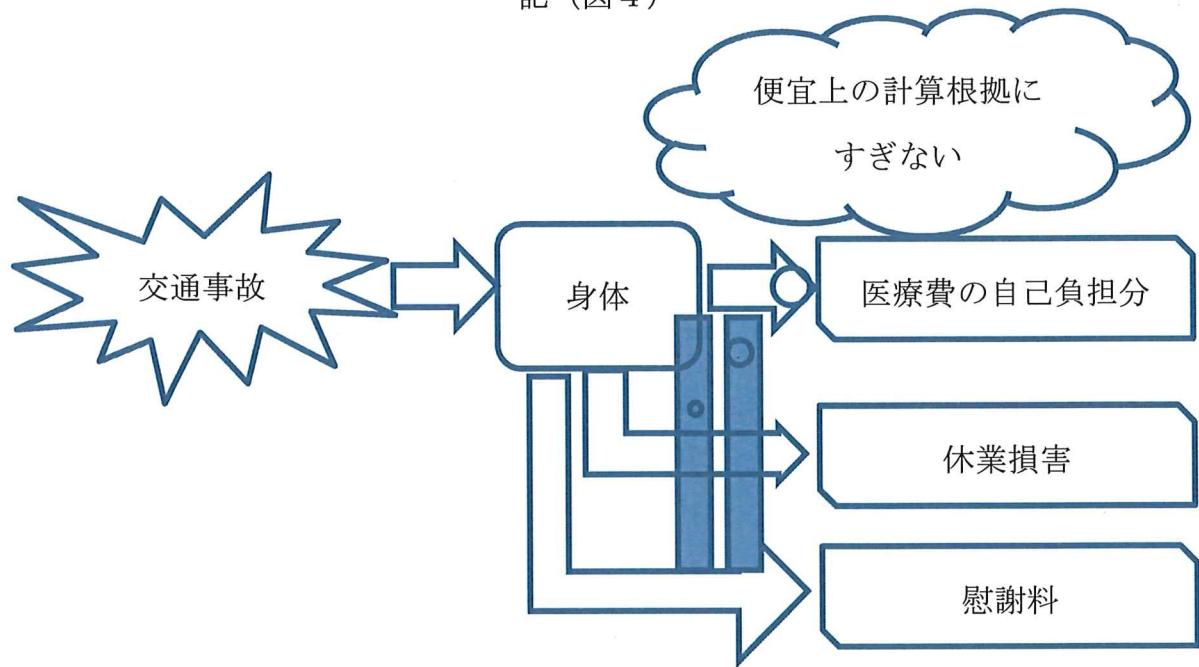
この事件において、最判平成10年9月10日裁判集民189号819頁（乙B第321号証）は、保険金の内訳には市の負担した費用が含まれないとして市を勝訴させた原審の判断を破棄し、「国民健康保険の保険者が交通事故の被害者である被保険者に対して行った療養の給付と、自賠責保険の保険会社が右被害者に対して自賠法一六条一項の規定に基づいてした損害賠償額の支払とは、共に一個の交通事故により生じた身体障害に対するものであって、原因事実及び被侵害利益を共通にするものであるところ、右被保険者が、療養の給付を受けるのに先立って、保険会社から損害賠償額の支払を受けた場合には、右損害賠償額の支払は、右事故による身体障害から生じた損害賠償請求権全体を対象としており、療養に関する損害をも包含するものであって、保険会社が損害賠償額の支払に当たって算定した損害の内訳は支払額を算出するために示した便宜上の計算根拠にすぎないから、右被保険者の第三者に対する損害賠償請求権は、その内訳のいかんにかかわらず、支払に応じて消滅し、保険者は、療養の給付のときに残存する額を限度として、右損害賠償請求権を代位取得するものと解すべきである。」とした。

図示すると下記のとおりとなるが、最高裁も、保険会社がどのような名目で支払おうと同一の訴訟物・同一の請求権に対する支払であれば、個別の損害の種別・損害項目は「便宜上の計算根拠にすぎない」ものであり、そのような損害項目にとらわれず、総額において判断するものとしている。そして、損害保険会社が支払ったのは、あくまで医療費の自己負担分（3割部分）であるため、残りの

7割部分に係る損害賠償請求権は残っているとする市の主張及び原審の判断を否定し、過失相殺によって減額された損害賠償請求権全額に相当する金額が支払われている以上、損害賠償請求権は消滅しているものとした。

その際、損害保険会社が、あくまで医療費の自己負担分（3割部分）として保険金を支払い、被害者が医療費の自己負担分（3割部分）として保険金を受領したことは、「便宜上の計算根拠にすぎない」として考慮の対象外としている。

記（図4）



このような、個別の損害項目は「便宜上の計算根拠にすぎない」と考える考え方には、その後の下級審裁判例でも踏襲されており（東京地判平成15年6月26日判例時報1828号50頁（乙B第322号証）、東京地判平成16年10月13日判例秘書登載（乙B第323号証）等）、東京地判平成23年8月9日判例秘書登載（乙B第324号証）は「自賠責保険金支払のための必要な所定の手続を行った上でその支払を受けたことのみをもって默示の充当合意があったものと認めるることはできない。」とも判断している。

3 小 括

以上のとおり、判例・通説は一致して、不法行為における訴訟物について、

- ① 加害行為ごとに訴訟物を異にする（加害行為1個説）。
- ② 被侵害権利ごとに訴訟物を異にする（被侵害権利説）。
- ③ 損害の種別によっては訴訟物を異にしない。

と解釈しており、その上で、損害の種別、個別の損害項目は、一つの訴訟物・請求権の内訳をどう考えるかの問題に過ぎず、それが財産上の損害であっても、精神上の損害であっても、「便宜上の計算根拠にすぎない」と考えている。そして、当事者が個別の損害項目に対する支払いであることを明示して支払った場合であっても、弁済の充当との関係では、損害項目ごとに分けて考えることはせず、一つの請求権全体に対する弁済と解釈している。

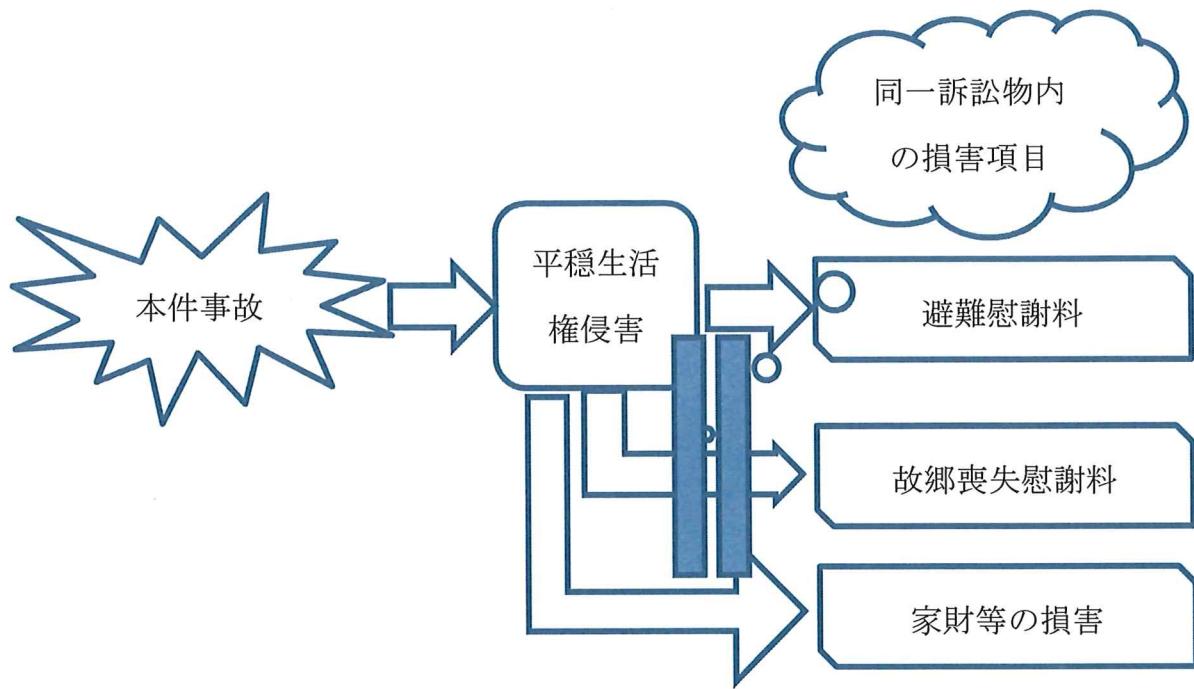
第3 訴訟物に対する判例・通説の考え方を踏まえた本件訴訟の構造

1 原告らによる請求内容の整理

原告らは、被侵害利益として人格権の一種としての「包括的生活利益としての平穏生活権」（以下「平穏生活権」という。）を主張している（原告ら準備書面（552）24頁）。そして、原告らは、原告ら準備書面（573）において、従前主張していた家財等の損害項目に係る損害賠償請求を、避難慰謝料の請求額に「組み入れる」ものとして、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料のみを請求項目とするものとしている。

このような損害項目の組み替えを行っていること及び従前の主張の内容を踏まえると、原告らは、本件訴訟の訴訟物について、本件事故による平穏生活権の侵害と捉えており、避難慰謝料、故郷喪失慰謝料、家財等の損害については個別の損害項目に過ぎないと考えているものと考えられる。図示すれば以下のとおりである。

記（図5）



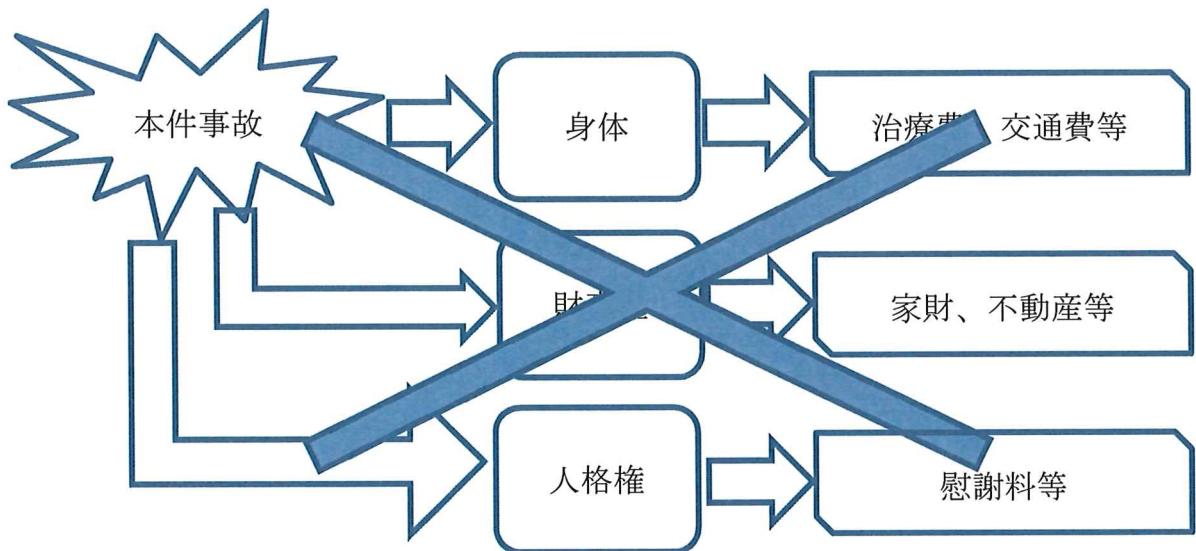
2 本件事故に基づく損害賠償全体の構造について

本件事故によって、身体に関して損害を受けた被害者もいるが、これらの者も、多くは、本件事故による核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用によって直接的に身体に関する損害を受けたものではなく、本件事故によって「平穏生活権」（以下では、原告らの主張に従い、「平穏生活権」を被侵害利益とするが、その内容について、原告らの主張を全て認める趣旨ではない。）が侵害され、自宅において平穏に生活を営むことができなくなり、避難の過程で身体に関する損害を被ったものである。

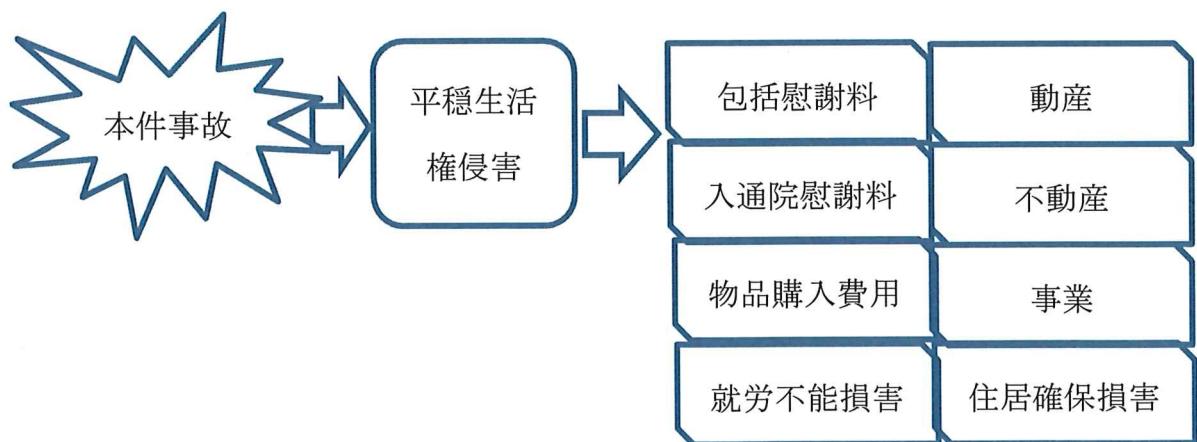
また、本件事故によって、家財等に関して損害を受けた被害者もいるが、これらの者も、多くは、本件事故による核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用によって直接的に財産権が侵害されたというよりも、平穏生活権が侵害されて、家財等を持ち出せない状況での避難を余儀なくされて、損害を被っている。

このように考えれば、本件事故に基づく損害賠償請求権の構造としては、生命、身体、財産等を被侵害権利として損害賠償請求権が発生したと考えるのではなく、あくまで平穏生活権の侵害に基づくものと整理すべきである。図示すれば、下記のとおりとなる。

記(図6)



記(図7)



3 小括

以上のとおり、原告らは、本件訴訟において、本件事故に基づく平穏生活権の

侵害を理由として避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を請求しているが、被告が、原告らに支払ってきた一世帯当たり平均約1億1000万円の賠償金（乙C0第1号証）も全て、同じ訴訟物・同じ請求権に対する弁済となる。

原告らは、主位的請求として、民法709条所定の不法行為による損害賠償を請求しているため、上記の説明は、そのような前提の下で行ったが、上記の理が原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づく損害賠償請求にも同様に当てはまるることは論を俟たない。

そして、被告は、従前より弁済の抗弁を主張し、その中で、本件事故から生じた損害に関する賠償請求権は、損害の性質や内容等を問わず損害賠償請求権としては1個であり、その履行を求める訴訟の訴訟物の個数は1個である旨（前掲最判昭和48年4月5日、乙B160〔伊藤眞東京大学名誉教授意見書〕）、主張してきたが、このような考え方は、上記のとおり判例・通説に従つたものであり、最近の最高裁判例にも合致するものである。

また、このような訴訟物の理解は、被侵害利益に関する言及はないものの、後記第4・2で引用する本件事故に関する東京高判令和3年2月19日（原審：千葉地判平成29年9月22日）及び後記第4・3（2）で引用する本件事故に関する高松高判令和3年9月29日にも共通するものと考えられ、原告らもそのような前提の下で主張を行っているものと考えられる以上、別異の解釈が許される余地はない。

そこで、弁済の抗弁も当然認められるべきものであるが、この点については、節を改めて論じることにする。

第4 弁済の抗弁の補充主張について

1 被告による従前の主張

被告は、既に被告準備書面（284）〔弁済の抗弁について〕、同（286）〔伊藤眞名誉教授の意見書に基づく補充主張〕、同（287）〔早川眞一朗名誉

教授の意見書に基づく補充主張]、同(288) [窪田充見教授の意見書に基づく補充主張]、同(290) [弁済の抗弁として主張する金額の整理]、同(297) [損害総論「第5 弁済の抗弁」] 及び同(380) [弁済の抗弁についての考え方及び被告による訴訟外での賠償について]において、弁済の抗弁について詳細に主張している。

そこで、重複になるため、再度の主張は避け、裁判例による判断及び原告らの主張に対する反論のみを以下に述べることとするが、根本的な問題として、債務者が、実体法上一つの請求権に対して既に多額の弁済を行っており、その旨主張している場合に、裁判所が、その弁済を考慮せずに、債権者による追加の請求を認めることなどあり得ないし、あってはならないという点だけ付言しておく。

2 本件事故に関する東京高判令和3年2月19日（原審：千葉地判平成29年9月22日）の判断

本件事故に関する東京高判令和3年2月19日（乙B325号証。以下「東京高裁千葉事件控訴審判決」という。）は、被告の主張した弁済の抗弁の主張を認めている。そして、この事件の一審原告ら及び被告が上告及び上告受理申立てをしたもの、最高裁は、令和4年3月2日、上告を棄却し、本件を上告審として受理しないものと判断し、この判決は既に確定した。

この東京高裁千葉事件控訴審判決は、弁済の抗弁について検討するに当たって参考になるため、長文になるが、引用する。

「5 弁済の抗弁について

(1) 弁済の抗弁に関する基本的考え方

同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全損害額を認定した

上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる（最高裁判所昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁、最高裁判所平成6年11月22日第三小法廷判決・民集48巻7号1355頁参照）。したがって、本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。

(2) しかしながら、本件訴訟の原審においては、一審原告らは、それぞれが被った損害を財産的損害と精神的損害に分類した上、更に個別の項目に細分し、あたかも損害の項目ごとに別個の損害賠償請求権が発生するかのような請求をしており、一審被告東電も、個別の損害項目ごとにそれに対応する賠償金を支払い、一審被告らは、あたかも個別の損害項目ごとに発生する損害賠償請求権に対する弁済のみを抗弁とするかのような主張をしてきた。ところが、一審被告らは、当審においては、一審被告東電による弁済の一部について、原審と異なり、上記(1)の考え方へ則った抗弁の主張をしている。

そこで、上記の原審における弁済の抗弁についての当事者の主張に鑑み、本件訴訟においては、当審において、一審被告東電が特定して明示的に上記(1)の考え方へ則った弁済の抗弁を主張している弁済については、この考え方へ沿って弁済の抗弁の成否を判断することとする。それ以外の弁済については、上記の原審における主張に沿った弁済の充当によることについて当事者間で合意があるとみるのが相当であるから、個別の損害項目に対応する弁済は、当該項目に係る損害賠償債務に限った弁済として抗弁の成否を判断することとする。

なお、一審被告東電は、一審原告らに対して既に賠償金が支払われたことにより過払いが生じている場合があり、その場合には過払分を賠償額から控除すべきであると主張するところ、一審原告らは、この主張が時機に後れたものであり却下すべきであると主張する。しかし、過払いが生じているか否かについてはさほ

どの審理を要するものではなく、訴訟の完結を遅延させるものではないから、上記の一審被告東電の主張を却下することはしない。また、一審原告らは、上記の一審被告東電の主張について、実質的に支払済みの賠償金の払戻しを求めるに等しいから信義則等に反する旨主張するが、上記の一審被告東電の主張は、前記（1）の基本的考え方によれば、これが信義則等に反するとはいえない。

（3） 一審原告らは、避難生活による慰謝料とその主張する「ふるさと喪失慰謝料」とは別個の慰謝料であり、一審被告東電が、中間指針等に基づき賠償基準を策定し、それによって賠償してきた慰謝料は、避難生活による慰謝料にのみ充当すべきものであり、「ふるさと喪失慰謝料」に充当することは許されない旨主張し、原判決も同旨の判断をしている。

しかし、上記（1）の弁済の抗弁の基本的な考え方によれば、避難生活による慰謝料に対する弁済としてされた支払も、それ以外の精神的損害に対する慰謝料に対する弁済としてされた支払も、1個の損害賠償請求権に対する弁済であるとして抗弁の成否を判断すべきものであって、一審被告らがそのような主張をしている以上、一審原告らの上記主張のような考え方を採用することはできず、この基本的な考え方によって弁済の抗弁の成否を判断すべきこととなる。」

このように、東京高裁千葉事件控訴審判決は、弁済の抗弁の主張を認めているが、最高裁は、この事件の一審原告らによる上告及び上告受理申立てを認めていない。

3 本件事故に関する高松高判令和3年9月29日について

（1）はじめに

本件事故に関する高松高判令和3年9月29日（乙B326号証。以下「高松高裁松山事件控訴審判決」という。）は、東京高裁千葉事件控訴審判決と異なり、被告の主張した弁済の抗弁の主張を認めていない。そして、この事件につい

ても、最高裁は、令和4年3月30日、同事件の一審原告ら及び被告からの上告受理申立てについて、「本件は、民訴訟318条1項により受理すべきものとは認められない」として、受理しない旨決定をした。

つまり、高松高裁松山事件控訴審判決は、弁済の抗弁について、結論としては東京高裁千葉事件控訴審判決とは逆の判断を示しており、最高裁の考え方が明らかではないため、以下に検討する。

なお、原告らは、最高裁による受理しない旨の決定を理由に、最高裁が被告の主張を採用しなかったなどと主張しているが（原告ら準備書面（566））、最高裁が示した判断は、いうまでもなく、民事訴訟法318条1項（「原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。」）に従って、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認めて上告審として事件を受理することはしない、という点だけであり、被告の主張を採用しない旨の判断を示したものではない。

この点は、弁済の抗弁に関して相反する判断を示した高松高裁松山事件控訴審判決及び東京高裁千葉事件控訴審判決の双方について、上告審として事件を受理しないものと判断していることからも明らかである。

（2）高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容①（弁済の抗弁）

高松高裁松山事件控訴審判決は、以下のように判示している。

「ア 財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とし得るかについて

同一の不法行為によって生じた財産上の損害と精神的損害は、訴訟物の個数としては1個であり、損害の費目毎に訴訟物を異にするものではなく、ある費目に

対する弁済がされたとしても、当該費目に対する過払いが存在すれば、その過払分を別の費目に充当することは、原則として許される。

もっとも、支払われた賠償金がどのように充当されるかについては、弁済者の意思表示ないしその合理的解釈によって決まる（民法490条、488条）。したがって、ある特定の損害費目に対する損害賠償として支払があった場合において、その支払額が当該損害費目の客観的な数額を上回るときは、上記のとおり、その上回る額はその他の損害費目の賠償として充当されると解することが、弁済者である損害賠償義務者（本件では第1審被告東電）の合理的意思に合致するといえる。

しかしながら、当事者間で、ある特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示的ないし默示的に成立したと評価できる場合には、上記損害費目に対する弁済として、同費目とは別の費目に対する既払の賠償金をもって充当することは、上記和解契約の趣旨に反するため許されないと解すべきである。

これを本件についてみると、ADR手続を利用して和解契約が成立する場合には、①被災者と第1審被告東電との間で、和解の範囲（損害費目及び対象期間）を明確にした上で、その範囲外の点に和解の効力が及ばないこと、②和解の対象となった精神的損害及びその対象期間については、和解に定める金額を超える部分につき清算の効力が及ばないこと、③同期間以降の損害の存否及びその金額については和解の対象外であり、被災者が第1審被告東電に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを確認していることが認められる（乙共406の1・2、乙共407の1・2）。また、ADR手続を利用せず、第1審被告東電がその自主賠償基準に従った賠償を被害者に対して行った場合でも、前記認定のとおり、第1審被告東電は、簡易迅速な損害賠償を実現するため、中間指針等を参考として自主賠償基準を策定し、被災者は、同基準に沿った賠償を受けている。そうすると、第1審被告東電としては、その賠償額が対象となった損害費目

についての実際の損害額を超えることを理由として、当該被災者に対し、後に不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り、およそ想定していないと理解するのが合理的である。

以上によれば、本件については、第1審原告らと第1審被告東電との間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし默示的に成立していると評価できるから、第1審被告東電による財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とすることは許されない。上記判断と異なる第1審被告らの主張は採用できない。」

（3）高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容①の評価

以上のような高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容①については、以下のようないい問題があり、到底是認することはできない。

① 個別の損害項目の理解が、最高裁判例の考え方に対する反対

東京高裁千葉事件控訴審判決についても同様の問題があるが、高松高裁松山事件控訴審判決の判示した「支払われた賠償金がどのように充当されるかについては、弁済者の意思表示ないしその合理的な解釈によって決まる（民法490条、488条）」ということ自体が前掲最判平成10年9月10日に反する判断である。すなわち、同最判は、損害保険会社が医療費の自己負担分（3割部分）として支払った保険金について、過失相殺によって減額された損害賠償請求権全体に充当しているのであって、「便宜上の計算根拠にすぎない」個別の損害項目ごとに充当を検討する立場を明確に否定している。そこで、高松高裁松山事件控訴審判決は、最高裁判例に反するものと言わざるを得ない。

② 個別の損害項目に係る合意の理解が、最高裁判例の考え方に対する反対

「当事者間で、ある特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示的ないし默示的に成立したと評価できる場合には、上記損害費目に対する弁済として、同費目とは別の費目に対する既払の賠償金をもって充当することは、上記和解契約の趣旨に反するため許されない」とする点も、前掲最判平成10年9月10日に反する判断である。同最判は、損害保険会社が医療費の自己負担分及び休業損害に加えて慰謝料についても被害者に支払っており、支払の際には被害者と損害保険会社との間で明示的ないし默示的に和解契約が成立していたというべきであるが、そのような合意は「便宜上の計算根拠にすぎない」以上、特段の意味を持たないことを前提として、充当関係について判断している。そこで、高松高裁松山事件控訴審判決は、この点においても最高裁判例の趣旨に反するものと言わざるを得ない。

③ 自主賠償基準の趣旨を誤解し、和解契約の成立及び内容に関する認定を誤っていること

「第1審原告らと第1審被告東電との間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示的ないし默示的に成立している」という判断自体が誤りであり、そのような判断に至った理由も誤りである。

すなわち、被告が、簡易迅速な損害賠償を実現するため、中間指針等を踏まえて自主賠償基準を策定し、被災者に対して同基準に沿った賠償を行ってきたという点は事実であるが、ここでいう簡易迅速という趣旨には、訴訟手続によらないでという意味も含められている。我が国の民事第一審訴訟における平均審理期間は概ね9か月程度であるが、本件事故に基づく損害賠償請求という複雑な事件であれば、本件と同様に、2年以上の期間がかかってもおかしくな

い。また、我が国の過払金等以外の民事第一審訴訟における新受件数は概ね10万件程度であり、裁判官数は約3000人であるが、本件事故による被災者は10万人を上回る。そこで、本件事故による損害賠償を全て民事訴訟で解決しようとした場合、裁判官1人当たり33件(合議体であれば100件)の複雑な訴訟が継続することになり(それぞれの事件について本件訴訟で提出した本賠償資料と同様の証拠の収集・提出・検討が必要となる。)、裁判所が機能不全に陥り、2年以上の期間がかかっても判断が示されず、被告が負担する損害賠償責任の早期確定や被災者の救済が困難なことが容易に想定できた。そこで、被告は、訴訟手続によらずに、訴訟外で損害賠償を実現することで、簡易迅速な損害賠償を実現しようとしたものである。

ここで、自主賠償基準に基づく損害賠償は必ず行う、さらに追加の賠償金を請求する場合は訴訟を提起して構わない、ということでは、訴訟が多數提起されることになり、訴訟によらない簡易迅速な損害賠償が実現できないことは明らかである。また、本件事故の影響を受けあるいはその可能性があるとして中間指針等を踏まえた一審被告の自主賠償基準において賠償対象とされている被災者のうち被告に対して訴訟を提起した者が約0.9パーセントに過ぎない(総数約166万人／提訴者約1万5000人)ことを考えれば、被災者としても、そのほとんどは自主賠償基準に基づく損害賠償を受領することで問題を解決させることを希望し、追加で訴訟を提起することまでは考えていなかったものと考えられる。そこで、当時の客観的状況及び被告の意向を踏まえた当事者の合理的意思解釈によれば、訴訟外で賠償金の問題が解決するのであれば、自主賠償基準に基づく損害賠償について後日紛争を生じさせることはないと、被災者が被告に対して訴訟を提起して追加の損害賠償を請求した場合はこの限りではなく、裁判所において、賠償金全体について審理して、裁判所の判断に委ねるものというほかない。

高松高裁松山事件控訴審判決は、判断の根拠として、被告が「当該被災者に

対し、後に不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り、およそ想定していない」ことを上げているが、訴訟手続によらずに簡易迅速な損害賠償問題の解決を図るという目的からみて、被告が積極的に被災者に対して不当利得返還請求訴訟を提起して合意による解決という前提を崩すことと、被災者が被告に対して訴訟を提起して、既に合意による解決という前提が崩れた場面において、被告が防御方法として弁済の抗弁を主張することとでは、全く場面が異なり、訴訟手続によらずに簡易迅速な損害賠償問題の解決を図るという趣旨からも完全に異なった意味を有するのであって、このような根拠から判示のような結論を導くことは、理由齟齬と言わざるを得ない。

したがって、高松高裁松山事件控訴審判決による和解契約の成立及びその内容に関する認定が誤っていることは明らかである。

④ ADR手続の中での和解内容を訴訟時の判断の根拠とするのは誤りであること

高松高裁松山事件控訴審判決は、ADR手続を利用して和解契約が成立する場合の合意内容を根拠に、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が成立したものとしている。

しかしながら、「原子力損害賠償紛争解決センター」が設置されて、申立受付を開始したのは、本件事故後間もない平成23年9月1日であり、その時点では、多くの地域について避難指示が解除されておらず、その後も「避難生活等による精神的損害」等の自主賠償基準に従った賠償金の支払が行われることが予定されていた。そのような中で、ADR手続の申立人が、一部の損害項目に限ってADR手続の申立てをして和解を行うに際して、本件事故に基づく損害賠償請求権全体についての清算条項を設けてしまうと、その後の賠償金の支払が受けられないという疑義が生じてしまう。

そのような状況を踏まえて、ADR手続においては、「①被災者と第1審被告東電との間で、和解の範囲（損害費目及び対象期間）を明確にした上で、その範囲外の点に和解の効力が及ばないこと、②和解の対象となった精神的損害及びその対象期間については、和解に定める金額を超える部分につき清算の効力が及ばないこと、③同期間以降の損害の存否及びその金額については和解の対象外であり、被災者が第1審被告東電に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないこと」を確認したものに過ぎない。

このADR手続は、あくまで自主賠償基準に従った賠償金の支払を補完するものであり、自主賠償基準に従った賠償金の支払のうち、一部について不服がある申立人が訴訟によらない簡易迅速な手続によって問題の解決を図れるようするために設けられたものである。そこで、訴訟によらない簡易迅速な損害賠償の実現という自主賠償基準の考え方と矛盾抵触するものではなく、むしろそれを補完するものである。

このような趣旨からすれば、このようなADR手続における合意内容から、被災者が被告に対して訴訟を提起して、自主賠償基準に従った合意やADR手続における合意といった合意による解決という前提が崩れた場面においてまで、被告が防御方法として弁済の抗弁を主張しないという趣旨を読み取ることは不可能である。

⑤ 和解契約の成立要件に関する理解が不十分であること

和解とは、当事者間に存在する法律関係の争いについて、当事者が互いに譲歩し、争いを止める合意をすることをいうが、仮に、被災者と被告との間において、本件事故による平穏生活権侵害に基づく精神的損害の損害額について和解が成立したのであれば、被災者がさらに故郷喪失慰謝料や避難慰謝料を請求できる余地はない。逆に、被告側は金額を争うことはできないが、被災者は追加の請求ができるという合意であれば、互譲もなく、紛争の解決にもならない

ため、和解契約にはなり得ない。そこで、高松高裁松山事件控訴審判決の認定した和解契約の内容自体も、矛盾した内容となっている。

⑥ 被告と被災者との間の書面による合意内容に反する認定が行われていること

既に被告準備書面（383）〔直接請求手続を通じた賠償の実施過程について〕第2・2で主張したとおり、被災者と被告との間での合意内容には、「同意書」ないし「委任書」記載のとおり、「東京電力より支払われた仮払補償金と補償金（引用者注：「委任書」においては「賠償金」）の合計金額が最終的な補償金額（引用者注：「委任書」においては「賠償金額」）との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」という内容が含まれる。そこで、直接請求手続を通じた賠償においては、賠償実施の便宜上、特定の賠償項目ごとに請求と支払がなされるものの、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、最終的に、特定の賠償項目ごとではなく、賠償金の総額にて過不足が調整されることが予定されているものであって、高松高裁松山事件控訴審判決の判示するような和解契約はそもそも成立していない。

以上のとおり、高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容①に示された判断は、最高裁判例に矛盾抵触し、自主賠償基準に基づく損害賠償についての理解が欠けており、判示事項自体にも理由齟齬・自己矛盾がある上に、客観的な証拠にも反している。そこで、明らかな誤りと言わざるを得ない。

（4） 高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容②（信義則違反）

高松高裁松山事件控訴審判決は、以下のように判示している。

「イ 上記アの第1審被告らの主張は、信義則に反して許されないかについて

仮に、上記アの明示ないし默示的な和解契約が成立するとは認められないとしても、第1審被告らの上記アの主張は、以下のとおり、訴訟上及び実体法上の信義則に反して許されないと解する。その理由は次のとおりである。

前記認定のとおり、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するため、当事者間の自主的な解決に資する一般的な指針として、中間指針等が策定され、第1審被告東電は、自主賠償基準を公表して被災者に請求を呼びかけ、これに応じた被災者が第1審被告東電に対して賠償金の支払を求め、第1審被告東電から損害の費目を明示され、その賠償を受けたものである。そして、第1審原告らも、適宜、この方法を利用して財産的損害に関する損害を含め、賠償の対象となった費目を明示されて賠償金の支払を受けており、また、上記方法で弁済を受けなかつた者も、上記方法によれば財産的損害を受けられるものと信頼し、精神的損害の賠償に限定して本件訴訟を提起したものである（乙共397、弁論の全趣旨）。

しかるに、第1審被告東電（及び第1審被告国）は、約4年間係属した本件訴訟の原審において上記アの主張をすることなく精神的損害に対する賠償額（弁済額）を主張するにとどめ、第1審原告らもその弁済額を認めていたため、原審では弁済の抗弁について当事者間に争いがなかつたにもかかわらず、当審に至って突然上記主張をするに至つたことは当裁判所に顕著である。

第1審原告らとしては、上記一連の事実経過に照らし、第1審被告東電（及び第1審被告国）が上記主張はしないものと信頼することはやむを得ないところ、同主張が容れられる可能性があるのであれば、第1審原告らの財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる（なお、その額が第1審被告東電による上記賠償金額と一致するとは限らない。）。そして、このような事態は、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する結果になるといわざるを得ない。

以上によれば、第1審被告東電（及び第1審被告国）の上記主張は、訴訟上の信義則（民訴法2条）に反するとともに、実体法上の信義則にも反し、許されな

いというべきである。

したがって、この点に関する第1審被告東電（及び第1審被告国）の主張は採用できない。」

（5）高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容②の評価

以上のような高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容②については、以下のようないくつかの問題がある。

すなわち、高松高裁松山事件控訴審判決は、被告による弁済の抗弁の主張を、訴訟上及び実体法上の信義則に反して許されないとしているが、その理由としては、①当該訴訟の一審原告ら（以下、本項において単に「原告ら」という。）が、被告がそのような主張をしないものと信頼することがやむを得ないこと、②弁済の抗弁が主張された場合、原告らが、財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなること、③このような事態が、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する結果になることを挙げている。

しかしながら、第1に、被告は、上記事件において、第一審の訴訟が提起された後、控訴審の口頭弁論終結時まで、一貫して原告らの請求を棄却することを求めていたのであって、被告が、認められる可能性の高い弁済の抗弁を主張しないはず、と信じるような原告らの信頼は生じ得ない。弁論主義が採用される我が国の民事訴訟においては、訴訟の当事者が、いつどのような攻撃防御方法を主張するかについては、当事者が責任と権限を有している。そこで、訴訟の当事者が、一定期間、一定の主張をしなかったからといって、訴訟の相手方には、そのような主張がなされない旨の信頼は生じないし、仮にそのように信頼していたとしても保護に値しない。例外的に、このような信頼が生じて保護すべきものとなるのは、民事訴訟法157条及び同条の2の定める時機に後れた攻撃防御方法の却下が認められる場合のみであり、これらの条項の要件に該当しないのに、相手方が

信頼を保護すべき場合もあり得ない。

ここで、高松高裁松山事件控訴審判決が、時機に後れた攻撃防御方法として却下するのではなく、一般条項に頼って、信義則違反等という判示をしたのは、時機に後れた攻撃防御方法の却下の要件を充たさなかったためと考えられる。そうであれば、高松高裁松山事件控訴審判決の判断は、法律の規定によらずして、弁論主義に基づく訴訟当事者の攻撃防御方法の提出権限を奪うものであり、訴訟手続上違法な判断である上、一定の債権の主張に対して弁済の抗弁の主張が許されないとすると、債務者は二重払を余儀なくされることになるため、実体法上も違法な判断と言わざるを得ない。

第2に、弁済の抗弁が主張された場合、原告らが、財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなることは、原告らの主張している損害賠償請求権が、本件事故に基づく平穏生活権侵害を理由とする一個の請求権である以上、当然の帰結である。被告は、自主賠償基準に従った賠償金の支払を行うことで、損害の立証に関する被災者の負担を大幅に軽減するように努めてきたが、自主賠償基準に従った賠償金の金額が不十分であると主張し、追加の賠償金の支払を求めて訴訟の提起を行った原告らが、このような主張立証の負担を負うこととは、自らの判断に基づくものであって、通常の訴訟において、原告が請求原因事実の主張・立証を行う必要があることと、何ら異なる点はなく、被告の信義則違反の根拠となるようなものではない。

第3に、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨や被告が自主賠償基準に従った弁済を行ってきた趣旨は、前記（3）③記載のとおりであって、訴訟によらない簡易迅速な損害賠償の実現を目指したものである。このような解決策に不満を覚えて、自主賠償基準に従つた弁済を受けた上で、追加の賠償金の支払を求めて提訴した原告らに対する、追加の賠償金の支払に時間を要することは、何らこれらの趣旨に反するものではない。

以上のとおり、高松高裁松山事件控訴審判決の判示内容②に示された判断は、訴訟手続上違法な判断である上に、実体法上も違法な判断と言わざるを得ず、原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨や被告が自主賠償基準に従った弁済を行ってきた趣旨を誤解するものであって、明らかな誤りと言わざるを得ない。

4 弁済の抗弁に関する原告らの主張に対する再反論

(1) はじめに

原告らは、原告ら準備書面（552）、同（566）等において、弁済の抗弁に対する反論を主張しているが、これらの反論に対する再反論は、以下のとおりとなる。

(2) 原告らの高松高裁松山事件控訴審判決判示事項①に基づく反論について

原告らの高松高裁松山事件控訴審判決判示事項①に基づく反論に対する再反論は、前記3において記載したとおりである。また、個別の損害項目ごとに合意が成立したと主張するのであれば、原告らと被告との間では「避難生活等による精神的損害」に関する合意が成立していることになるところ、原告らが請求している避難生活慰謝料及び故郷喪失慰謝料とともに、本件事故に基づく避難生活に基づいて生じた精神的損害に関する賠償請求である以上、これらの請求もできないはずであって、原告らの主張は自己撞着に陥っていると言わざるを得ない。

(3) 原告らの高松高裁松山事件控訴審判決判示事項②に基づく反論について

原告らの高松高裁松山事件控訴審判決判示事項②に基づく反論に対する再反論は、前記3において記載したとおりである。特に信義則違反の主張について、少なくとも本件訴訟においては、そもそも原告らが、提訴後長期間が経過した現時点においても、原告ら各世帯ごとの陳述書を全て提出しておらず、各世帯ごとの個別事情に関する主張も行っていない。このように請求原因事実すら十分な主

張がなされていない状況の下で、被告による抗弁事実の提出が、時機に後れたものであるとされたり、信義則に反するものとされる余地はない。

第5 結 語

被告は、従前より、弁済の抗弁を主張しているが、何ら根拠なく、このような主張をしているものではない。被告は、自主賠償基準に従った賠償金の支払を行ってきたが、被災者の救済を図るため、簡易な手続で迅速に支払うことを目指した結果、本来、法的な意味での損害評価としては支払義務が認められない場合においても賠償金を支払う結果が生じていることは否定できない。そこで、訴訟手続の中で、弁済の抗弁を主張することで、従前支払ってきた賠償金の額が実際の損害に見合ったものであったかどうかを改めて審理されることを求めている次第である。

また、本件訴訟の原告本人尋問の結果によっても、過大な支払がなされたことが確認できる事実が明らかになっている。例えば、被告準備書面（400）、被告準備書面（401）等で主張したとおりである。

そして、①本件事故に基づく平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求権が一つの請求権であること、②その一つの請求権に関して、既に被告が原告らに対して多額の賠償を行ってきたこと、③一部の原告に関して、既に過大な支払いがなされたことが明らかになっていることなどを考慮すれば、原告ら全てに関して、原告らが、原告らそれぞれについて個別かつ具体的に本件事故によって生じた損害を主張・立証し、それが既払金を超えることを明らかにしない限り、原告らの請求が認められる余地がないことは明らかである。

なお、少なくとも、上記で述べたような過大な支払など、損害の発生が認められない中で賠償がなされていることが証拠上明らかな場合には、仮に損害（慰謝料）が認定される場合であっても実損害を超える支払部分について当該損害（慰謝料）への弁済充当が認められるべきである。いずれの原告に、いくらの実損害を超える賠償がなされているかに関しては、今後、個別事情に基づく主張・立証を補充する

予定である。

以 上